

平成 27 年度

福島県環境影響評価審査会議事録

(平成 27 年 10 月 27 日)

1 会議の名称

平成27年度第5回福島県環境影響評価審査会

2 日 時

平成27年10月27日（金） 午後1時開会 午後3時閉会

3 場 所

白河市中央公民館 1階 大集会室

4 議 事

- (1) (仮称)茨城風力発電事業計画段階環境配慮書について
- (2) 福島県西郷村MS発電所計画（太陽光発電所）に係る環境影響評価方法書について
- (3) 新ごみ焼却施設整備事業に係る環境影響評価方法書について

5 出席者等

- (1) 環境影響評価審査会 6名
- (2) 事務局 5名
- (3) 傍聴者 20名

6 議事内容

- (1) (仮称)茨城風力発電事業計画段階環境配慮書について

事業者から、配慮書の概要説明及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答がなされた後、質疑応答が行われた。

【議長】

茨城県と福島県で植生が違いますが、ブナ林やスギ林などが放射能で汚染されました。福島県側で原木は、従来シイタケなどのキノコ栽培でよく使われていたと思いますが、この辺りではキノコ栽培に係る事業は展開されてましたか。

【事業者】

今回ヒアリングで、専門家の先生から伺った話によりますと、現地にそういった状態の植生があるということで、今回記載しております。

【議長】

植生だけの問題でなく、木材の活用の仕方をここで問うわけではありませんが、震災が起こった後、原発事故による放射能汚染がありました。ブナ林などの福島県産の原木が日本全国の7割を占めていましたが、出荷できなくなってしまった大変な状況が今もまだ続いていると思います。そういう意味で、今回の風力発電事業は特段関係ないでしょうか。震災後の原発事故の後に、森林地帯が汚染されているというのは結構問題だったのですが、そういう観点からのコメ

ント等は専門家から特段ありませんでしたか。

【事業者】

そういうお話はございませんでした。

【委員】

100m間隔、地上高さ130mで風車を建てた方が良いということですが、今回の試算では、結果的に風車を何本建てた状態で眺望点のシミュレーションをしたのか、詳細を教えてください。

【事業者】

計算結果が手元に無いのでハッキリしたことはお答え出来ないのですが、風車配置が決まった状態ではありませんので、事業計画地内を100mメッシュで切り、その全ての交点に建てる仮定をとっていますので、おそらく100本程度だと思います。

【委員】

ブナの自然植林が残っているというのは、専門家がそうおっしゃっているのですか。ブナの自然植林とはどういうことですか。

【事業者】

環境省の自然植生図の方です。事業実施想定区域にわずかにかかりていますが、北側にブナ・スズタケ群落があり、専門家の先生はその辺りのブナ林を言わわれているようです。

【委員】

それは福島県側ですか。

【事業者】

茨城県と福島県にまたがるような形です。

【委員】

自然植林という言葉はおかしいので、自然林になりますよね。自然の植林と命名したのですか。

【事業者】

そうだと思います。

【委員】

モミ林があってクマタカがいるかもしくないと書いてありますが、福島県側の区域にもし国有林があれば、いずれ自然林を伐採するのが難しいし、それから福島県側の国有林は緑の回廊になっている。その辺を森林管理局がどう判断するかですが、まだ森林管理局には相談していないのですか。

【事業者】

森林管理局には具体的に相談してはいませんが、話はしております。

【委員】

専門家等のヒアリング結果で渡り鳥のことが書いてあり、小鳥の渡りが多く見られるという専門家の意見だと思いますが、自主的な前倒し調査で既に小鳥の渡りについてわかっているのですか。

【事業者】

前倒し調査としましては、希少猛禽類から始めておりまして、猛禽類について8時から16時くらいの調査を実施しておりますが、その中で渡りというのを確認されておりません。専門家からのヒアリングによると猛禽類よりも小鳥類の方がこの辺りは多いということで記載しました。

【委員】

前倒し調査では未確認ということですね。

【事業者】

はい。

【委員】

風力発電機の塗装色は環境融和塗色で検討するとなっていますが、それは人間の立場から見て溶け込んでいる色が推奨されているのですが、もし昼間に渡り鳥が多いければ、逆にブレード等に、鳥が認識しやすいようなマークをつける必要があるかもしれません。そういうマークというのは結構小さいので、遠くから景観として見た場合、あまり見えないです。その点で鳥のバードストライク対策と、人間側から見た景観の保全というのは両立すると思います。マークをつけることを最初から盛り込んではどうかと思います。

【議長】

ありがとうございます。その他ございませんか。特にないようですので、これで終了します。

(2) 福島県西郷村 MS 発電所計画(太陽光発電所)に係る環境影響評価方法書について

事業者から、方法書の概要説明及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答がなされた後、質疑応答が行われた。

【議長】

メガソーラーといいますと、様々な所で景観を害する懸念が生じており、またインターネット等に様々な問題に関する懸念が書かれています。事業者は承知しているかと思いますので、そういった点を含めまして、再生可能エネルギーによる電力がしっかりと供給できるようになって良かったなと言われるよう、地元の方々から感謝されるような形を目指して前向きな形で事業を取り組んでいただければと思っています。

【委員】

アセス手続きに関するのですが、栃木県の県境に計画地が位置しており、例えば猛禽類がいればその行動圏は栃木県にも及びますし、栃木県にある営巣地から福島県に飛んでくる場合もあります。そこで方法書に動物の現地調査範囲というのが書いてあります。ここでは一般的な動物調査の範囲として200mを適用するとなっていますが、猛禽類に限っては更に広くするという記述はありません。現地調査で猛禽類が何種類かいる可能性があると私は申し上げましたが、猛禽類の調査範囲はどうなっていますか。

【事業者】

調査範囲の中で、営巣があるかどうかと、飛んでくるものについては、しっかりと特定して、調査したいと考えております。ただ栃木県に行って調査することは考えていません。

【委員】

ただ200mだけ外側を見るだけですと、営巣地は発見できません。200m外の福島県側についてです。オオタカであれば、営巣中心域は300mです。サシバの行動圏は500mありますので、ハチクマとかさらに広範囲のものがいる可能性もありますので、それをどういう風に見るかです。

【事業者】

検討させていただきます。

【委員】

景観について、栃木県側にも視点場があるでしょうし、影響を及ぼすと思うのですが、本件は栃木県側で条例アセスの対象にはなっていないのですか。

【事業者】

栃木県内に同様の規模の太陽光発電を作っても栃木県条例には該当しません。

【委員】

それでは栃木県から意見は出てこないですね。

【事業者】

栃木県と協議をして、環境影響が及ぶ関係地域として那須町に縦覧場所を設け、説明会について新聞の折り込みチラシなどで広報し、事業について周知させていただきました。

【委員】

説明会は福島県側のどこでやりますということを知らせたのですか。

【事業者】

西郷村で行いましたが、何月何日何時から開催します、こういった事業がありますという案内を那須町で行いました。

【委員】

現地調査の時に、その調整池か浸透池かわかりませんが、側溝を設けて排水を誘導すると説明がありました。現地にどういう希少生物がいるかわかりませんが、地上歩行性の小動物については側溝に落ちないように、あらかじめ、這い出し方法とかの様々な方法により、墜落防止の措置を念頭においてほしいと思います。

【議長】

現地調査の時に、浸透池と調整池の話がありました。様々な所で水の問題が起こっている事も事実です。雨が降った後、池から水がいつ、どのように溢れるのか、我々も実際の状況を見ていないからわからないところもあるのですが、浸透池にすると現地土壤がシラスで構成されていて、シラスの間に水がよく浸み込まないから、調整池を設置するという話がありました。この事業の重要なポイントになる可能性がありますから、調整池の大きさについて検討が必要です。調整池というのは長く保持していると、藻が多く出てくるものです。藻の発生対策として、極力光が当たらないようにすれば絶対出ません。そのような工夫を施すなど、調整池を作るとしても様々な工夫が必要になります。単純に、池を作るだけでなく、池の構造や溢れる水量の調整等を考える必要があると思います。調整池を作ったとしても、洪水等があった時にそのまま水が溢れたら調整池の意味がなくなりますが、洪水等を想定した容量を考えて、池の設計をするのは結構難しいと思います。しっかりと池を作り、大雨が降って、その分の水を全部貯め込むとしたら、ものすごく巨大な調整池が必要となりますが、そのようなものを作るのは不可能に近いと思いますので、どの程度の水量までになつたら調整池から既存の川に流すような形をとるのかなど、考え方を示した上で、調整池の設計を示すのが適正だと思います。また、水量だけでなく、調整池に流れる水の水質を考えるとしても、例えば、初めに流れるフラッシュ水は濁っていて汚いから、その分は確実に貯め込み、それ以降の水はフローで流すというような検討が必要です。今回の事業では浸透池を作るという説明があり、その方が現実的であると思いますが、水が浸み通っていないのであればどうしようもないことです。池の問題は極めて大事ですから、検討してください。洪水対策というものは限界があります。茨城県でも洪水により堤防が壊れました。このような洪水に完全に対応できるように対策することは大変なことですから、十分によく考えてください。可能な範囲の中でしっかりと対策するためには、おそらく県側と調整することも必要になってくるのではないかと思いますから、県の意向なども含めて、最大限可能な範囲で対策し、地元に迷惑をかけないということを前提に、頑張っていただければと思います。

【委員】

先ほどの説明で廃棄物のことがありましたが、廃棄物の中には森林を切った木材も含まれますか。

【事業者】

現地にある木は事業地内から出しません。伐採したものに関しては、チップ等にして通路等に敷き、現場内で納めるということで、あくまでも今回の位置関係においては、その宅盤の中から物を出さないということを原則とさせていただいています。

【委員】

どのくらいの改変面積になるのかということを事前質問として提出したのですが、後日プロセス付きで示すということなので、今日の審査会ではわからないのですが、現地は畠地・草地が3割、後はほぼ森林ですね。190haの7割だから150haほどが森林だとすると、これを伐採すれば、相当の森林が失われ、チップに変わるわけですが、チップはやがて腐ってCO₂を排出していくことになります。

【事業者】

今現在、森林の伐採等の面積は約17万6,500m²になります。あと残置森林率が約59%も残っておりますので、ほとんど手つかずの状態であるのが現状です。

【委員】

その数値を知りたかったのですが、それは方法書に載ってないですよね。

【事業者】

計画段階の作図上のことでの多少変動していきますので、その辺のところがまだ出ていません。

【委員】

17.6haを伐採しても、相当のボリュームの木材がチップになるわけですが、それらを含めても太陽光発電はCO₂削減の有力な武器ですが、例えば太陽光発電所が稼働したら、ひと月ぐらいで工事に伴って排出したCO₂は回収できるといった、つまりその現地におけるCO₂の収支について、最後に明瞭になればわかりやすいので、ぜひそういう計算もしてください。

【事業者】

わかりました。

【議長】

先ほどの調整池の話ですが、雨水全てを完全にコントロールしようとするべく、降水は自然現象ですから難しく、巨大なダムを作らないといけません。そこまで作ってくださいとは言いませんが、雨水のコントロールをどう行えばよいかというのは、結構難しい点もあるかと思います。例えば自然現象

として想定される雨量があると思います。時間あたりの雨量から大体見積もり、流入水量を計算して、その水量を全部貯め込むとすると巨大な量になると思います。そこで調整池で貯め込める水量について、汚水処理システムにおける調整槽の場合と比較します。汚水処理の場合は大体長くても24時間水を滞留させますが、生態工学的に植物による浄化を行うときは1週間ほどの滞留日数を取ります。一般的な汚水処理システムでは、排水が調整槽に流れてきて、そして貯めた水を生物処理のタンクに入れますが、タンクへ水をポンプアップする時間を15分間とっています。このように汚水処理の場合は貯水槽中の水量を人為的にコントロールできるのですが、調整池に水を貯め込める量については、雨量によるので、少し想定できないところがあります。先ほども言いましたように、調整池の容量をものすごく大きくすることは、非現実的だと思います。最終的には誰も判断できないようなところが出てきそうな気がします。様々な現場において、雨水対策の事例はあります。どういうことを調べるべきかと言うと、例えば合流式下水道を東京都などがたくさん整備しています。最初の都市の道路に降った雨水が下水管に入り、例えば最初の1時間分くらいの雨水を貯め込んで遠心分離して外に出す、というシステムを使っているのが合流式下水道です。その雨水が全部下水処理場に入ってくると、下水処理場がパンクしますから、最初の数時間分の雨水はバイパス経路を通って放流されるという形をとっているわけです。これまで、雨が降ったらそのまま水が流れていたわけです。メガソーラー発電所を作ったからと言って、現況の水の流れ方が大きく変わることは無いと思います。しかし構造物を作った時に水が勢い良く流れることになる可能性はあります。調整池を作るには、そういった水の流れ方も含めて真剣にデータ、情報を整理してください。浸透池だったら浸透池でしっかり沈んでいくので問題ないのではないかと思ったのですが、調整池を作られるのであれば、そういういたところをしっかり情報収集して、最大限できる形のところで、この計画を作る必要はないかと思います。

【事業者】

十分に検討します。

【議長】

最終的には西郷村との調整ということになろうかと思いますが、必要に応じて県の方にもこれでよいのかと、打診するのかもしれません、事業者として、最高レベルの対応策を出していただいて、その後はもう自然現象なのだから仕方ないというようなところが絶対に出てきますので、そういった可能な限りの対応策をやっていただくのがベストかと思います。

【事業者】

はい。

【委員】

現地調査のとき、土地を削って盛るような、地形改変を一部行うような話でしたが、そのことは詳しく方法書に入っていないようです。それは水の流れとも関わりますし、どこをどう削ってどう盛ってという、その地形改変の計画も入れていただきたかったです。特に北側の斜面はどういう状況なのでしょうか。

【事業者】

基本的に軽い造成というとおかしいですが、造成はします。それはもともと、およそ南に向けた斜面が太陽光発電にとっては具合がよいということで、もともとの地盤に、斜面の中でそれをならして、そこに対して安定勾配をとるための若干の法面をつけてどういうように納めようかと、現在計画を立てています。

【委員】

どのくらい削るのですか。

【事業者】

計算でき次第お知らせさせていただきます。

【議長】

今のご意見も含めて、全体をまとめますと、やはり景観をしっかりと保持してほしい。そして西郷村の方からも様々な要望があるかと思いますが、それを最大限 100% 対応するのは無理なところもあるかと思いますから、可能な限りの範囲でやっていただきたい。あと、調整池の問題について、様々な情報を集め、他でどういうやり方を行っているのかと調べる中で、それで最高の手段を選択してほしいのですが、コストも問題になってきますから、費用対効果、環境性の問題など、可能な限りベストな方策で進められるようにしてください。そういう方向で事業を計画していただくと、みんな幸せになるだろうと思いますから、よろしくお願ひします。

(3) 新ごみ焼却施設整備事業に係る環境影響評価方法書について

事業者から、方法書の概要説明及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答がなされた後、質疑応答が行われた。

【委員】

水生生物の調査地点が下流にのみ設定されているが、水質は上下流で調べていますね。下流だけ水生生物を調べても対照地点が無いと、変動した原因が何によるものか、自然現象なのか、新しい施設によるものなのか分からぬと思うので、水質調査について上下流に調査地点を設けているのですが、水生生物

についても上下流に設けた方がよいです。水生生物の種類が多いから大変なので、めぼしい種類を選んでやればよいのではないかと思います。

現況のゴミ処理場の写真とか、現況の構造が書いてないので比較出来ないです。方法書の知事意見を形成するにあたって事前に資料が欲しいです。もう少し詳しい現況の情報をお願いします。

【議長】

由井先生がご質問されたところについて、環境コンサルタント会社は専門家ですので、補足した形で答えを頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。

(4) その他

環境影響評価に係る今後の予定等について、事務局から説明した。